

# しょうがいしゃしえんせつつきーびすじゆうようじこうせつめいしょ 障害者支援施設サービス重要事項説明書

たんき にゆうしじぎょう りゆうしゃばん  
～短期入所事業利用者版～

ほんじゆうようじこうせつめいしょ とうじぎょうしょ  
本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいを説明するものです。

## 1 事業者の概要

じぎょうしゃ めいしやう 事業者の名称	しゃかいふくしほうじん おおがきししゃかいふくしじぎょうだん 社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団
ほうじんしよざいち 法人所在地	おおがきしまきのちやう ちやうめ ばんち 大垣市牧野町2丁目150番地 1
ほうじんしゆべつ 法人種別	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人
だひようしゃ めい 代表者氏名	りじちやう きたの しげき 理事長 北野 茂樹
でんわ ばんごう 電話番号	0584-71-3918
ほうじん せつりつねんがつび 法人の設立年月日	へいせい ねん がつ にち 平成2年4月1日

## 2 事業の目的と運営の方針

じぎょうしょ めいしやう 事業所の名称	しょうがいしゃしえんせつ おおがきしかきのきそう 障害者支援施設 大垣市柿の木荘
しゆ たいしやうしゃ 主たる対象者	ちてき しょうがいしゃ 知的障害者
じぎょう しゆるい 事業の種類	たんきにゆうしじぎょう へいせい ねん がつ にちしてい ぎょう 短期入所事業 平成22年4月1日指定 2112100488号
じぎょう もくてき 事業の目的	しょうがいしゃ きやたくにおいてそのかいご おこなもの しつべい たい りゆう 障害者が居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支 援施設へ短期間の入所を必要とする障害者等に対し、にゆうよく はいせつ しょくじ とう 援施設へ短期間の入所を必要とする障害者等に対し、入浴、排泄または食事等 の介護や日常生活上の支援を提供する事を目的とします。
かんりしや しめい 管理者氏名	やまだ たけひこ 山田 毅彦
サービス管理責任者	たなか としみつ 田中 俊光
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	おおがきしふるみやちやう ばんち 大垣市古宮町397番地 1
でんわ ばんごう 電話番号	TEL:0584-89-9500 FAX:0584-89-9506
じぎょうしやうんえい ほうしん 事業所運営の方針	1 りゆうしゃ か のう かぎ きやたくにおいて、そのゆうするのうりよく おう じりつ にちじやうせいかつ 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に就き自立した日常生活を いと な で き ひつやう しゃかいせいかつじやう べんぎ きやうよ にちじやうせいかつ 営むことが出来るよう、必要な社会生活上の便宜の供与および日常生活の しえん かいご きのう くんれん けんこうかんりとう ていきやう つと 支援と介護、機能訓練、健康管理等のサービスの提供に努めるとともに、 りゆうしゃ かぞく しんたいてき せいしんてきふたん けいげん はか つと 利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るよう努めます。 2 りゆうしゃ いし じんかく そんちやう りゆうしゃ ひと へいせい たも 利用者の意思および人格を尊重し、利用者が人としての尊厳を保った にちじやうせいかつ おく で き つと 日常生活を送ることが出来るよう努めます。
りゆう ていいん 利用定員	めい 4名

### 3 事業所の概要(障害者支援施設との共用)

#### (1) 施設

たてもの 建物	こうぞう 構造	ほんとう 本棟	てつきんこんくりーと 鉄筋コンクリート	づくりひらやたて 造平屋建
		さぎょうとう 作業棟	てつこつづくりひらやだて 鉄骨造平屋建	
	のべゆかめんせき 延床面積	ほんとう 本棟	1,081.58	へいほうめーとる m <sup>2</sup>
		さぎょうとう 作業棟	259.83	へいほうめーとる m <sup>2</sup>
敷 地 面 積		4,161	へいほうめーとる m <sup>2</sup>	

#### (2) 居室

きよしつ 居室の種類	しつすう 室数	めんせき 面積	ひとり あ 一人当たりの面積	びこう 備考
ひとりへや 1人部屋	しつ 4室	へいほうめーとる 40m <sup>2</sup>	へいほうめーとる 10.0m <sup>2</sup>	ロッカー付
ふたりへや 2人部屋	しつ 15室	へいほうめーとる 228m <sup>2</sup>	へいほうめーとる 7.6m <sup>2</sup>	ロッカー付

#### (3) 利用する主な室名及び面積

##### ① 本館棟

せつび しゅるい 設備の種類	しつすう 室数	ゆかめんせき 床面積 m <sup>2</sup>	びこう 備考
しょくどう 食堂	1	130.32m <sup>2</sup>	
しどうしつ 指導室	4	173.27m <sup>2</sup>	
いむ・せいようしつ 医務・静養室	1	14.43m <sup>2</sup>	
よくしつ 浴室	2	48.00m <sup>2</sup>	だんじょかく 男女各1
せんめんじよ 洗面所	4	17.20m <sup>2</sup>	
べんじよ 便所	5	63.00m <sup>2</sup>	だんじょ かく 男女各2

##### ② 作業棟

せつび しゅるい 設備の種類	しつすう 室数	ゆかめんせき 床面積 m <sup>2</sup>	びこう 備考
さぎょうしつ 作業室	2	186.31m <sup>2</sup>	
べんじよ 便所	3	27.77m <sup>2</sup>	しんじょうようべんじよ 身障用便所あり
そうだんしつ 相談室	1	9.73m <sup>2</sup>	

### 4 職員体制

しよく しゅ 職 種	いんすう 員数	く ぶん 区 分				ほゆうしかく 保有資格
		じょうきん 常 勤		ひじょうきん 非 常 勤		
		せんじゅう 専 従	けんにん 兼 任	せんじゅう 専 従	けんにん 兼 任	
しせつちよう かんりしや 施設長(管理者)	1		1			しゃかいふくしし 社会福祉士
サービスかんりせきにんしや サービス管理責任者	1		1			しゃかいふくしし、せいしんほけんふくしし、かいごふくしし 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士

支援員	30(1)		27(1)		3	社会福祉士4名、介護福祉士11名、精神保健福祉士1名
看護師	1		1			看護師
嘱託医師	2				2	
栄養士	1		1			管理栄養士
事務員	2		2			社会福祉士1名、介護福祉士1名
業務員	1				1	

当施設では、利用者に対して障害者支援施設サービスを提供する職員として、上記の職員を配置しています。\*（カッコ内は日中一時支援事業担当職員）

職員の配置については指定基準を遵守しています。

## 5 職員の勤務体制

職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（8:30～17:15）・常勤で勤務
サービス 管理責任者	早番 7:15～16:00 普通番A 8:15～17:00
	普通番B 8:45～17:30 遅番 10:15～19:00
	遅番 10:15～19:00
生活支援員	常勤職員 早番 7:15～16:00 普通番A 8:15～17:00
	普通番B 8:45～17:30 遅番 10:15～19:00
	夜勤 16:00～翌朝9:30
	非常勤職員 9:00～16:00
看護師	8:30～17:15で勤務。夜間・休日においても緊急対応します
医師	山川医師は、毎月第1月曜日に勤務。吉村医師は、2ヶ月に1回勤務。
栄養士	正規の勤務時間帯（8:30～17:15）・常勤で勤務
事務員	正規の勤務時間帯（8:30～17:15）・常勤で勤務
業務員	① 正規の勤務時間帯（8:30～17:15）・常勤で勤務
	② 10:00～16:00で勤務

## 6 施設サービスの概要

### (1) 生活支援サービス

種類	内容
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄援助を行うとともに、排泄の自立に向けた適切な支援を行います。
入浴	年間を通じて週3回以上の入浴を行います。 利用者の状況により入浴することが難しいと判断される場合は、やむを得ず清拭となる場合がございます。
睡眠	規則正しい生活のリズムを取ることを心がけ、心地よい睡眠の確保に向けて支援を行います。 シーツ交換は週1回行います。

ちやくだついでん 着脱衣	せいかつ ととの まいにち きが おこな 生活のリズムを整え、毎日の着替えを行います。
せいよう 整容	こせい はいりよ てきせつ せいよう おこな えんじよ 個性に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
はみが 歯磨き	はみが かんこう おう えんじよ おこな 歯磨きを慣行します。また、それに応じた援助も行います。
いどう 移動	ほこう しょう かた くるまいす など しょう しえん 歩行障がいのある方は、車椅子等を使用して支援します
そうだんしえん 相談支援	とうせつ りようしゃ かぞく そうだん せい い も おう かのう かぎ ひつよう 当施設は、利用者およびその家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な えんじよ おこな つとめ そうだんまどぐち かかやう かわい たつや およ かくたんとしえんいん 援助を行うよう努めます。〈相談窓口〉係長 川合 達也及び各担当支援員

## (2) 食事、環境整備サービス

しゆ ちゆ 種 類	ない ちゆ 内 容
しよく 食事	えいようし た こんだてひよう えいよう りようしゃ しんたいじようきよう はいりよ と 栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ しよく ていきよう 食事を提供します。 <食事時間> 朝食 7:30 昼食 11:45 夕食 18:00 ※ 利用者の状態に合わせた食事時間の提供に配慮します。
せいそう 清掃	きよつ きぎようしつ しよくどう ちゆうぼう べんじよ ひろば たりようしゃ ちよくせつりよう しせつ 居室、作業室、食堂、厨房、便所、デイルーム(広場)、その他利用者が直接利用する施設、 また、しんぐらい しょつき など せいけつ りゆうい かいてき せいかつかんきよう ほじ つと 寝具類、食器等の清潔に留意し、快適な生活環境の保持に努めます。
せんたく 洗濯	こべつ しえん けいかく もと しえん ほじよ おこな せいけつ たも 個別支援計画に基づき支援するとともに、その補助を行い清潔を保ちます。
せいりせいとん 整理整頓	せいりせいとん ひつよう ほじよるい せつち せいび しえん おこな 整理整頓に必要な補助具類の設置、整備の支援を行います。
しよく じゆんび 食事準備	とくべつしよく たいおう てあら はいげんじゆんびよう しえん およ ほじよ おこな かいてき しよく 特別食の対応や手洗い、配膳準備等の支援及び補助を行い快適な食事ができるよう しえん 支援します。
あんぜんかんり 安全管理	あんぜんかんきよう りゆうい きけんかしょ さつきゆう かいげん 安全環境に留意し、危険箇所については早急な改善をします。 ていきてき ぼうさいくねん おこな しょういん きゆうめいきゆうこうしゅう じゆこう まんいち たいおう つと 定期的な防災訓練を行います。また職員は救命救急の講習を受講し万一の対応に努めます。

## (3) 保健医療サービス

しゆ ちゆ 種 類	ない ちゆ 内 容
けんこう かんり 健康管理	じようじ かんごし しんさつ しつぺいよぼう けんこう かんり つと 常時は看護師による診察、疾病予防、健康管理に努めます。 きんきゆうじ ほんにん しじい きやうりいりよう きかん とう せきにん も ひ つ 緊急時は本人の主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。
ふくやく かんり 服薬管理	げんそく かんり かんごし かんごし せきにん も おこな 原則として薬の管理は看護師が責任を持って行います。

## (4) 社会生活支援

しゆ ちゆ 種 類	ない ちゆ 内 容
コミュニケーション	じようず にんげんかんけいづく む しえん おこな 上手な人間関係作りに向けて支援を行います。
じこ かんり 自己管理 (安全、健康、生活)	こうつう きそく さいがいじ あんぜん む しえん おこな 交通規則やマナーおよび災害時の安全に向けての支援を行います。 けんこう かんり しつぺいよぼう む しえん おこな 健康管理(バイタルチェック)、疾病予防に向けての支援を行います。 せいかつ かくりつ む しえん おこな 生活リズムの確立に向けての支援を行います。
じようほうていきよう 情報提供	ねんかんけいかく かいじ こべつ しえん けいかく かいじ りようかい じようほう ていきよう 年間計画の開示、個別支援計画の開示と了解の情報を提供します。

(5)その他<sup>た</sup>

サービス提供記録の保管 <sup>ていきょうきろくほかん</sup>	契約の終了後、法に定める期間保管します。 <sup>けいやく しゅうりょうご ほう きた きかんほかん</sup>
サービス提供記録の閲覧 <sup>ていきょうきろく えつらん</sup>	月曜～金曜の9:00～17:00 (土日、年末年始を除く) <sup>げつよう～きんよう どいち、ねんまつねんしをのぞく</sup>

7 利用料<sup>りようりょう</sup>

お支払いいただく利用料は次の通りです。<sup>しはら りようりょう つぎ とお</sup>

(1)介護給付費支給対象サービス利用料金<sup>かいご きゅうふひ しきゅうたいしやう りよう りようきん</sup>

介護給付費支給対象サービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣が定める額)のうち、9割が介護給付費の支給対象となります。事業者が介護給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分としてサービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます(定率負担または利用者負担額と言います)。<sup>かいご きゅうふひ しきゅうたいしやう ていきやう さいい りよう りようきん こうせいろうどう だいじん きた がく わり かいご きゅうふひ しきゅうたいしやう じぎやうしや かいご きゅうふひ きゅうふ しちやうそん ちよくせつ と だいいり じゅうりやう ていりつふたん</sup>

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適応される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。<sup>ていりつふたん りようしや ふたんがく けいげんとう てきおう ばあい かぎ しやうがし ふくし じゅきゅうしやしやう かくにん</sup>

主なサービス利用単位(料金)は次のとおりです。<sup>おも りよう たんい りようきん つぎ</sup>

○18歳以上<sup>さいいじやう</sup>

障害支援区分 <sup>しやうがしえん くぶん</sup>	1, 2	3	4	5	6
サービス利用単位(I) <sup>りよう たんい</sup>	497単位	569単位	633単位	766単位	902単位
サービス利用単位(II) <sup>りよう たんい</sup>	168単位	234単位	310単位	515単位	588単位
短期利用加算 <sup>たんき りよう かさん</sup>	30単位		栄養士加算(I) <sup>えいようし かさん</sup>		22単位
食事提供体制加算 <sup>しょくじ ていきやうたいせいけいかさん</sup>	48単位		処遇改善加算(I) <sup>しょくぐう かいぜんかさん</sup>		1か月合計単位数×0.069 <sup>げつごうけいたんいすう</sup>

○18歳未満<sup>さいいみまん</sup>

障害支援区分 <sup>しやうがしえん くぶん</sup>	1	2	3	
サービス利用単位(I) <sup>りよう たんい</sup>	497単位	601単位	766単位	
サービス利用単位(II) <sup>りよう たんい</sup>	168単位	272単位	515単位	
短期利用加算 <sup>たんき りよう かさん</sup>	30単位		栄養士加算(I) <sup>えいようし かさん</sup>	22単位
食事提供体制加算 <sup>しょくじ ていきやうたいせいけいかさん</sup>	48単位		処遇改善加算(I) <sup>しょくぐう かいぜんかさん</sup>	1か月合計単位数×0.069 <sup>げつごうけいたんいすう</sup>

※利用料金は月合計単位数に対して1単位あたり10.18円を乗じた金額(端数切り捨て)となります。<sup>りよう りようきん つきごうけいたんいすう たい たんい えん じやう きんがく はすう き す</sup>

※各障害支援区分に応じた利用料金に加算を加えた料金となります。<sup>かくしやうがしえん くぶん おう りよう りようきん かさん くわ りようきん</sup>

※栄養士配置加算、食事提供体制加算については、基準を満たしているので算定しています。<sup>えいようし はいち かさん しょくじ ていきやうたいせいけいかさん きじゆん み さんてい</sup>

(2)介護給付費外利用料金<sup>かいご きゅうふひ がいりやう りようきん</sup>

以下のサービスについては別途利用料金をいただきます。<sup>いか べつと りよう りようきん</sup>

項目 <sup>こう むく</sup>	金額 <sup>きん がく</sup>	備考 <sup>び こう</sup>
基本 <sup>きほん</sup>	食事 <sup>しょくじ</sup>	1,570円 (内訳 朝食370円 昼食600円 夕食600円) <sup>うちわけ ちやうしょく えん ちゅうしょく えん ゆうしょく えん</sup>
	光熱水費 <sup>こうねつすいひ</sup>	200円 一日につき <sup>いちにち つぎ</sup>

にちようせいかつひ 日用生活費	ひふくひ 被服費	じっぴ 実費	①下着類 ②靴下、手袋、マフラー等 ③衣類(利用者個人の被服類) ④靴、上履き等(利用者個人の履き物類) ⑤エプロン、作業着等
	にちようひんひ 日用品費	じっぴ 実費 (利用者個人で使用するもの)	は 歯ブラシ 歯磨き粉 化粧品類 タオル、ハンカチ類 ティッシュペーパー など
そのたの にちようせいかつひ 日常生活費		じっぴ 実費	こじん 個人にかかる教養娯楽関係の諸費用
			(びんいがい のテレビ、新聞、雑誌および趣味活動に 供する費用)
			おやつ代(個人で購入してくるもの)
			・嗜好品代(酒、たばこ、ジュースなど) ・散髪、染毛、パーマ等、理美容にかかる費用 ・私物(個人の衣類など)の外注クリーニング費用 ・利用者の自由参加によるクラブ活動に伴う材料費 および諸経費 ・定期健康診断に含まれない生活習慣病健診、人間 ドック費用 ・インフルエンザ等予防接種費用 ・写真代など

### (3) サービスの取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の前日までに当施設にお申し出ください。

お申し出がない場合には、キャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料(食費の実費相当額)	1,023円
------------------	--------

### (4) その他

利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合には、本来の契約終了から居室が明け渡された日までの期間にかかるときの料金をいただきます。

・利用者の支援区分に応じたサービス利用料金

・その他、提供したサービスの実費

### (5) 利用者負担金の支払方法

○利用料金の支払いは、1か月毎に計算しますので、指定された日までにお支払いください。

## 8 要望・苦情等申込先及び虐待防止に関する相談窓口

### (1) 要望・苦情等申込先

とうしせつ 当施設相談窓口	まどぐちたんとうしゃ 窓口担当者 : 川合 達也(係長) まどぐちたんとうせきにしや 窓口担当責任者 : 山田 毅彦(施設長) りようじかん 利用時間(平日) : 9:00 ~ 17:00
------------------	---

	•電話番号 0584-89-9500 •FAX番号 0584-89-9506 •Mail kakinokisou.k@ogaki-fukushi.jp •担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 •ご意見箱を設置していますので、ご利用ください •苦情解決のための第三者委員を選任しておりますので、ご利用ください
第三者委員 だいさんしゃいいん	•大垣市勤労者福祉センター 金森 守 電話番号 0584-93-1100 •大垣市民生児童委員 不破 正子 電話番号 0584-91-5977 •大垣市社会福祉協議会 大橋 奈麻輝 電話番号 0584-78-8181
大垣市役所 おおがきしやくしょ	•相談窓口 障がい福祉課障がい福祉グループ •住所 おおがきまる うち ちょうめ 大垣市丸の内2丁目29 •電話番号 0584-81-4111
岐阜県 ぎふけん 運営適正化委員会 うんえいてきせいはいんかい	•相談窓口 岐阜県運営適正化委員会 •住所 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県社会福祉協議会内 •電話番号 058-273-1111

社会福祉法82条の規定により、本事業所では利用者・ご家族等からの苦情に適切に対応する体制を整えました。本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者、苦情解決統括責任者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたします。

- (1) 苦情解決責任者 大垣市柿の木荘 山田 毅彦(施設長)
- (2) 苦情受付担当者 大垣市柿の木荘 川合 達也(係長)
- (3) 苦情解決統括責任者 社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団 若井 志行(事務局長)
- (4) 第三者委員 上記参照

#### 苦情解決の体制・手順

- (1) 利用者への周知:施設内への掲示等により、苦情解決責任者は利用者に対して、苦情解決責任者・苦情受付担当者・苦情解決統括責任者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知します。
- (2) 苦情の受付:苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
- (3) 苦情受付の報告・確認:苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告します。
- (4) 苦情解決のための話し合い:苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は必要に応じて苦情統括責任者、第三者委員の助言や立会いを求められます。

(5) 苦情解決の記録・報告: 苦情受付け担当者は、苦情受付けから解決・改善までの経過と結果について

苦情受付け書に記録します。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び  
統括責任者、第三者委員に対して苦情解決結果報告書により報告します。

(6) 解決結果の公表: 苦情解決の状況について、個人情報に関するものを除き事業団事業報告書等に記載し  
公表します。

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口担当者 川合 達也(係長)</li> <li>・ ご利用時間 月曜～金曜の9:00～17:00(祝祭日、お盆、年末年始を除く)</li> <li>・ 電話番号 0584-89-9500 FAX 0584-89-9506</li> <li>・ メール kakinokisou.k@ogaki-fukushi.jp</li> </ul>
--------------	---

本事業所における虐待防止責任者、虐待防止受付担当者、虐待防止統括責任者及び第三者委員を下記により  
設置し、虐待防止に努めることといたします。

(1) 虐待防止責任者 大垣市柿の木荘 山田 毅彦(施設長)

(2) 虐待防止受付担当者 大垣市柿の木荘 川合 達也(係長)

(3) 虐待防止統括責任者 社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団 若井 志行(事務局長)

(4) 第三者委員 金森 守(大垣市勤労者福祉センター 常務理事) 電話0584-93-1100

不破 まさ子(大垣市民生児童委員) 電話0584-91-5977

大橋 奈麻輝(大垣市社会福祉協議会 総務課長) 電話0584-78-8181

虐待防止の体制・手順については、苦情解決の手順に準じます。

9 事故発生時の対応及び損害賠償

事故が発生した場合は、速やかに家族、医療機関、市町村等に連絡するとともに、必要な措置を迅速に講じます。

事故等事業者の責任により生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について契約者に故意又は過失が認められる場合は、事業者の損害賠償責任を減じる  
場合があります。

10 協力(指定)医療機関、及び緊急時の対応

(1) 嘱託医師の医療機関

医療機関名称	院長名	所在地	電話番号	入院設備
やまかわいん 山川医院	やまかわ たかし 山川 隆司	おおがきし ほんまち 大垣市本町1-82	0584-78-3227	なし
せいのうびょういん 西濃病院	よしむら つよし 吉村 剛	おおがきし おおとば ちょうめ ばんち 大垣市大外羽4丁目7番地	0584-89-4551	あり

(2) 協力医療機関

医療機関名称	診療科	所在地	電話番号
おおがきしびょういん 大垣市民病院	ないか げか しか 内科 外科 歯科など	おおがきし みなみのかまち ちょうめ ばんち 大垣市南類町4丁目86番地	0584-78-3341



(3)緊急時の対応について

利用者の病状等の緊急時には、速やかに医療機関へ連絡を行うなど必要な措置を講ずると共に、ご家族に報告をいたします。また、必要と認められるケースについては、関係市町村等関連機関にも報告します。

11 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「大垣市柿の木荘防災マニュアル」にて対応します。
平常時の訓練	別途定める「大垣市柿の木荘消防計画」に沿って毎月1回、昼間あるいは夜間に火災、また地震を想定した避難誘導訓練を利用者参加で実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知器 あり</li> <li>・誘導灯 あり</li> <li>・非常通報装置 あり</li> <li>・ガス漏れ警報機 あり</li> <li>・非常用電源設備 あり</li> <li>・消火器 あり</li> <li>・防火扉 あり</li> <li>・スプリンクラー あり</li> </ul> <p>*カーテン、敷物、寝具類等は防災加工のあるものを使用しております。</p>
消防計画等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防署への届出:毎年4月</li> <li>・防火管理者:係長 川合 達也</li> </ul>

12 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	自由です。(17時以降の場合は事前にお知らせ下さい)
外出・外泊	外出の際は、その旨を職員にご連絡ください。また、外泊される場合は、帰宅依頼書提出時に、その旨を記載して下さるか、事前にご相談ください。
医療機関への受診	医療機関への受診は家族で対応していただきます。
居室および設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は定められた場所でのお願いいたします。定められている場所以外では全館禁煙となっております。また、喫煙は健康を害する恐れがありますので、禁煙を勧めております。飲酒は可能ですが、他の利用者には迷惑をかける範囲でお願いします。
利用制限について	施設は集団生活ですので、伝染病や感染症の方のご利用は主治医の判断で利用をお断りすることがあります。
所持品管理	利用者の責任において管理していただきます。自己管理できない利用者については支援員が支援します。
宗教・政治営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
利用者の禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けんか、口論、他傷など他利用者には迷惑を及ぼすこと</li> <li>・施設の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること</li> <li>・故意に施設もしくは物品に損害を与える、またはこれを持ち出すこと</li> <li>・無届外出</li> <li>・施設内へのペットの持ち込みや飼育</li> </ul>

## 13 当施設の個人情報取り扱い(プライバシーポリシー)について

### 基本方針

社会福祉法人大垣市社会福祉事業団は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

### 個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

- (1) 個人情報の取得に際し、利用目的を特定して通知し又は公表し、利用目的にしたがって適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

### 安全性確保の実施

- (1) 当施設は、個人情報の取り組みを全職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育ならびに指導を行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

### 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

利用者ご本人等から、当施設が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは開示、訂正、削除、利用停止等の依頼については、以下の窓口でお受けいたします。

《係長 川合 達也》

こんご りよう りようきんかいてい いがい た へんこうてん ぶんしやう こうふ か しゃかい ふくし ほうじん  
今後『利用料金改定』以外のその他の変更点については、文章の交付に代えて『社会福祉法人  
おおがきし しゃかい ふくし じぎょうだん ない おおがきし かき きそう けいさい じゅうよう じこう せつめいしょ  
大垣市社会福祉事業団ホームページ内 大垣市柿の木荘』Webサイト掲載の重要事項説明書 (PDF)  
えつらん かくにん しょうたく  
の閲覧により確認することを承諾します。

アドレス【[https://ogaki-fukushi.jp/in-cluder/contents/03/doc/0013\\_32.pdf](https://ogaki-fukushi.jp/in-cluder/contents/03/doc/0013_32.pdf)】

りようきんかいていおよ たい じゅうよう へんこう ばあい しょうめん つた  
料金改定及びその他重要な変更があった場合は、書面にてお伝えします。

わたし ほんしょうめん もと しょうがいしゃしえんしせつ おおがきし かき きそう しょういん していしょうがいしゃ しえんしせつ かん  
私は、本書面に基づいて障害者支援施設大垣市柿の木荘職員から、指定障害者支援施設に関する  
りよう たんき にゅうしゅじぎょう じゅうようじこう せつめい う かくにん  
利用サービス(短期入所事業)の重要事項について説明を受けたことを確認しました。

ねん がつ 日

りようしゃ  
利用者

じゅうしょ  
住所

しめい  
氏名

いん  
印

せいねんこうけんじん  
成年後見人

じゅうしょ  
住所

しめい  
氏名

いん  
印

みもと ひきうけじん  
身元引受人

じゅうしょ  
住所

しめい  
氏名

いん  
印

どうせつ  
当施設は、  
さま たい してい しょうがいしゃしえんしせつ かん りよう たんき にゅうしゅじぎょう ていきやう  
様に対する指定障害者支援施設に関する利用サービス(短期入所事業)提供に

あたり、じょうき じゅうようじこう せつめい  
あたり、上記のとおり重要事項について説明をいたしました。

ねん がつ 日

しせつ  
施設

じゅう しょ 住所 〒503-0848 おおがきしふるみやちやう ほんち  
大垣市古宮町397番地1

な しょう 名称 しゃかいふくしほうじん おおがきししゃかいふくしじぎょうだん  
社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団

しょうがいしゃしえんしせつ おおがきし かき きそう  
障害者支援施設 大垣市柿の木荘

しょ ちょう 所長 やまだ たけひこ いん  
山田 毅彦 印

せつめいしゃ 説明者 いん  
印